

# 判例研究

## 〔商法 五四三〕

株式準共有者の一人による議決権行使を会社が認容することの可否

東京高判平成二十四年一月二八日  
平成二十四年(ホ)第五〇四八号株主総会決議取消請求控訴事件  
原判決取消・請求認容(上告・上告受理申立て)  
判例タイムズ一三八九号二五六頁

### 〔判示事項〕

準共有状態にある株式について、権利行使者の指定及び会社への通知を欠いたうえ、準共有者間で議決権行使に関する協議が行われず意思統一も図られていない場合、会社が準共有者の一人による議決権行使に同意しても、当該議決権行使は不適法である。

### 〔参照条文〕

会社法一〇六条、同八三一条一項一号、平成一七年改正前  
商法二〇三条二項

### 〔事実〕

被告・被控訴人は、特例有限会社であるY株式会社(以

下「Y社」という。)であり、その発行済株式総数三〇〇〇株のうち、訴外Aが一〇〇〇株を所有し、残る二〇〇〇株(以下「本件準共有株式」という。)を共同相続により訴外Bと原告・控訴人Xが持分二分の一ずつの割合で準共有している。

本件準共有株式については会社法一〇六条本文所定の権利行使者の指定及び通知がなされておらず、平成二二年一月一日開催にかかるY社臨時株主総会(以下「本件株主総会」という。)における議決権行使についても、BとXとの間では何ら協議が行われていなかった。ところが、Bは、Xに無断で、訴外Cに対して本件準共有株式の議決

権行使を委任する旨の委任状を交付し、Cは、本件株主総会にBの代理人として出席した。Y社は、Cによる議決権行使を容認し、Cは、本件株主総会における①取締役選任、②代表取締役選任、③本店所在地の移転とその前提となる定款変更決議という本件株主総会の各決議に賛成し、各決議は可決された。

Xが、本件準共有株式については権利行使者の定めがなく、BとXとの間で権利行使者を定めるための協議も行われていなかったのに、Y社が本件株主総会でBの代理人であるCの議決権行使を認めたことは、決議方法につき法令違反の瑕疵があるなどとして会社法八三一条一項に基づき本件株主総会の決議取消しを求めて提訴した。

原審判決（横浜地川崎支判平成二四年六月二二日平成二三年(ワ)第一〇三号〔公刊物未登載〕）は、準共有株式に係る権利行使者の指定に関して、会社法一〇六条ただし書きに基づき、Y社が議決権の行使を認めたのであり、違法はないとしてXの請求を棄却したため、Xがこれを不服として控訴した。

〔判旨〕

原判決取消、請求認容

「……会社法一〇六条ただし書きを、会社側の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の一名による議決権の行使が有効になると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり、会社側に事実上権利行使者の指定の権限を認めるに等しく、相当とはいえない。

そして、準共有状態にある株式の議決権の行使について権利行使者の指定及び会社への通知を要件として定めた会社法一〇六条本文が、当該要件からみれば準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られた上で権利行使が行われることを想定していると解し得ることからすれば、同法ただし書きについても、その前提として、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合のみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解することが相当である。

よって、本件において、準共有者間に本件準共有株式の議決権行使について何ら協議が行われておらず、意思統一

も図られていないことからすれば、被控訴人の同意があつても、夏子（上記〔事実〕中のB・筆者注）が代理人によつて本件準共有株式について議決権の行使をすることはできず、本件準共有株式による議決権の行使は不適法と解すべきである。」

## 〔研究〕

判旨に賛成

一 本件判決は、準共有状態にある株式について、会社法一〇六条本文所定の権利行使者の指定及び会社への通知がなされていない場合に、株式の準共有者間で当該株式の権利行使につき協議がなされず、意思統一も図られていないまま、準共有者の一人が当該準共有株式につき議決権を行使し、それを会社が容認したとしても、会社法一〇六条ただし書きが適用される前提を欠き、不適法となることを明らかにした点に意義がある。

株式の準共有（条文上は「共有」という文言が用いられているが、しばしば指摘されるように株式は所有権とは異なる権利であるため民法上の用語に従えば本件判決のとおり「準共有」となる。）は、複数の者が合意に基づき株式を所有する場合の他、組合が株式を所有する場合などでも

生じ得る。しかし、そのようなケースはあまり多くないうえ、そうしたケースでは事前に取り決めがあるのが通常であり、株式の権利行使者や権利行使方法等についての紛争は生じにくい。紛争が生じやすいのは、企業の発行済株式の全部または大部分を握るオーナー経営者が亡くなり相続が発生した場合である。こうした問題は、大企業についても生じる可能性があるが、実際に生じた事例の多くは、企業数では多数を占める法人成りした閉鎖的小規模企業に関連するものである。かつては、家督相続（長子相続・一子相続）により事業を相続人のうちの一人が相続することが多かったようであるが、戦後の民法改正により均分相続制・共同相続制が導入されたことも紛争を惹起する一因である（田中誠二『三全訂会社法詳論（上巻）』（勁草書房・一九九三年）三〇六頁）。遺言により事業の経営権を誰に譲るのか、つまり、自分が経営する会社の株式を誰に譲るのか指定されてあれば相続争いの解決の一助となるのである（田中亘「相続は争いの始まり」法学教室三三八号六三頁）。しかし、我が国では遺言をする習慣自体が根付いていないうえ、経営者がまだ若く後継者の指定など念頭にないとか、後継者として誰が最適か考慮中であつたというような状況下で亡くなった場合には、遺言による解決は期待

できない。そのため、経営者が亡くなると、相続人間で会社の支配・経営権を巡る紛争が生じやすく、しかも親族間での骨肉の争いという、いったん発生すると感情のもつれから協議さえままならず解決が困難な状況に陥ることが稀ではなかった。

二 明治二三（一八九〇）年商法においては、株式の準共有が認められるか不明であったが、明治三二（一八九九）年商法では、一四六条一項に「株式カ数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者ハ株主ノ権利ヲ行フヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス」という規定が設けられた。この規定は株式の準共有が可能であることを前提とし、株式が準共有されている場合には、株式の準共有者間で権利行使者を一本化するこゝとによって、権利の行使が錯綜しないようにし、準共有が認められるか否かに端を発する不都合を回避する便宜な規定とされている（東京博文館蔵版『商法修正案理由書』（一八九八年）一二九頁以下）。当時は株式が現在ほど細分化されておらず、一株当たりの価額も高かったため、複数の方が株式を準共有する状況が生まれやすかった反面、一株を準共有するということは、株式の最低単位規制の脱法的性格を有するおそれがあったので、準共有株主の責任で権利行使者を指定することを要求するのも合理的であった

と思われる（山下友信編『会社法コンメンタール』3 株式（1）（商事法務・二〇一三年）三九頁（上村達男））。

明治三二年商法一四六条一項は、昭和一三年商法改正により、二〇三条一項へと条数変更され、さらに、昭和二五年商法改正により、二〇三条二項へと項数が繰り下げられた。なお、同項は、有限会社法二二条により有限会社の持分が準共有状態にある場合に関しても準用されていた。

三 平成一七年改正前商法（以下「改正前商法」という。）二〇三条二項に関し、準共有者間における権利行使者の指定方法を巡っては学説・判例が対立していた。①「全員一致説」は、権利行使者の指定は広範・重要な権限を包括的に委託する財産管理委託行為であり、民法二五一条の共有物の処分行為に準ずるものとして、あるいは、主たる紛争事例である中小企業の支配株式の共同相続の場合、権利行使者の決定は経営承継者の決定を意味し、単なる共有物の管理行為と見ることはできないとして、準共有者の全員一致が必要であるとする（田中誠二・前掲三〇四頁以下、大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」『八十年代商事法の諸相』（有斐閣・一九八六年）二三三頁以下、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法第四版』（有斐閣・二〇〇五年）一一三頁注（3）、久留島隆「会社

持分の共同相続と権利行使者の選任・解任」法学研究四七卷三号六四頁、西島梅治〔判批〕判例評論一五二号四一頁他。②「株式・持分価格多数決説」は、権利行使者を指

定しなければ、株主としての権利行使ができないことから、権利者を指定する行為自体は全準共有者にとって利益になるとして、権利行使者の指定は民法二五二条の共有物の管理行為に当たり、株式・持分価格による多数決で可能であるとすると（上柳克郎『鴻常夫』竹内昭夫編代『新版注釈会社法(3)株式(1)』（有斐閣・一九八六年）五〇頁（米津昭子）、青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と社員権の行使(3)」判例評論四九三号四頁、永井和之「商法二〇三条二項の意義」戸田修三先生古稀記念『現代企業法学の課題と展開』（文眞堂・一九九八年）二二二頁、河内隆史〔判批〕金融・商事判例一一〇一五六頁他）。最判平成九年一月二八日（判例時報一五九九号一三九頁、判例タイムズ九三六号二二二頁）及び最判平成一一年一月二四日（判例時報一六九九号一五六頁、判例タイムズ一〇二四号一六三頁以下「平成一一年最判」という。）も株式・持分価格多数決によっている。③そして、「折衷説」は、配当受領権のように権利行使者に裁量権が与えられない場合は株式・持分価格多数決によれば足り、準共有株式譲渡の決定権のよ

うに権利行使者に裁量権が与えられる場合は全員一致による必要があるとする（田中啓一〔判批〕ジュリスト五五四号一〇九頁以下）。

準共有者側から権利行使者の指定・届出がない場合について、学説上は、改正前商法二〇三条二項が準共有状態にある株式について権利行使者の指定を求めているのは、会社の事務処理の便宜を図るためであり、準共有者全員による共同の権利行使を会社側から認めることは可能であると解されていた（大隅健一郎『今井宏』会社法論上巻（第三版）（有斐閣・一九九一年）三三四頁、上柳他・前掲五二頁（米津））。平成一一年最判も、準共有者による議決権行使には、改正前商法二〇三条二項に従い、権利行使者を指定のうえ会社へ通知し、当該権利行使者において議決権を行使することを要するので、権利行使者の指定・通知を欠くときには、準共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されないとするのが相当と判示した。

ただし、準共有株式の権利行使者が指定されていない場合であっても、例外的に各準共有者による権利行使を認められた判例が存在する。最判平成二年二月四日（最高裁判所民事判例集四四卷九号一一六五頁、判例タイムズ七六一号

一五四頁、判例時報一三八九号一四〇頁)及び最判平成三年二月一九日(最高裁判所裁判集民事編一九五号七一五頁、判例タイムズ七六一号一五五頁、判例時報一三八九号一四〇頁)は、発行済株式総数に占める準共有株式の割合が高い場合に、当該準共有株式につき議決権が行使され総会決議が成立したことを前提に会社が運営されているならば、各準共有者には当該総会決議の効力を争う訴訟に関して特段の事情が存在し、原告適格が認められるとしている。また、東京高決平成一三年九月三日(金融・商事判例一一三六号二二頁)は、株式を共同相続した場合に、その法定相続分が過半数を超える(四分の三)準共有者は、共有物の管理に関する事項に当たると会計帳簿等の閲覧謄写を請求することができるとしている。

四 改正前商法二〇三条二項を継受したのが、現行会社法一〇六条(以下「一〇六条」という。)である。その本文には、株式が準共有の状態にある場合には、権利行使者を定めなければならないとする従前の内容にとどまらず、会社に対して権利行使者の氏名・名称を通知しなければ、当該株式についての権利行使ができない旨の文言が付加された。経営者自身も株式の準共有者であるか、あるいは株式の準共有者が経営者にとり身近な者だけに限られているよ

うな会社でなければ、株式の準共有者間で当該準共有株式の権利行使者につき合意したとしても、会社側としてはそれを知り得ないのが通常であり、この文言の追加は当然と考えられていた事項を明確にしただけに過ぎない。問題となるのは、法制審議会で議論されていないにもかかわらず、法案化の時点で突然付加された「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない。」というただし書き部分である。本件は、まさにこのただし書きの趣旨をどう理解するかが争われた事件である。

というのも、一〇六条ただし書きの文言は、準共有者間で協議が整い権利行使者を定めたものの、その者の氏名・名称を会社側に通知していない場合はおろか、準共有者間で協議が整わず権利行使者を定めていない場合であっても、会社側が同意さえすれば、特定の準共有者を準共有状態にある株式の権利行使者と取り扱うことが可能となるように読める舌足らずなものとなっているからである。すなわち、権利行使者の通知がない場合には、ある準共有者を権利行使者として扱うか否かについては会社側に裁量の余地があるようにも読めるのである。

一〇六条ただし書きの趣旨をどう理解するかについて、学説は以下の二つに大別される。一方は、一〇六条ただし

書きは、平成一一年最判の考え方を変更・否定したものであるとする説（以下「変更説」という。）であり、他方は、一〇六条ただし書きは平成一一年最判の考え方を実定法化・確認したものであるとする説（以下「確認説」という。）である。

①「変更説」 一〇六条ただし書きは、平成一一年最判によれば準共有者全員が議決権を共同行使する場合を除き、権利行使者として指定・通知されていない準共有者による議決権行使を会社側から認めることはできないとされていたことを変更、あるいは、否定し、会社側から議決権行使を認めることを可能にした規定であると解する説である（江頭憲治郎『中村直人編著『論点体系会社法Ⅰ総則、株式会社Ⅰ』（第一法規・二〇一二年）二六八頁（江頭憲治郎）、酒巻俊雄『龍田節編代『逐条解説会社法第二巻株式・Ⅰ』（中央経済社・二〇〇八年）四二頁（森淳二朗）。また、会社法の立案担当者は、その立法趣旨について、「……一〇六条本文の規定は、共有株主が権利行使者を通じた場合には、その者を株主として扱えば免責されることとする、株式会社の便宜を図るための規定にすぎないことから、同条ただし書きを新設し、その通知がない場合であっても、株式会社が自らのリスクにおいて共有者の一人

に権利行使を認めることができることとしている。」と説明している（相澤哲『葉玉匡美』郡谷大輔編著『論点解説新・会社法』（商事法務・二〇〇六年）四九二頁）。

しかし、これらの説は、会社側は権利行使者として指定・通知された者以外の準共有者に無条件で権利行使を認めることができるとは断言しておらず、準共有者間での協議内容等をあらかじめ確認したうえでなければならぬとするものもある（相澤他・前掲四九三頁、酒巻他・前掲四二頁（森））ことに注意が必要である。あくまでも、準共有者間で話し合いや共通の意思形成が可能な平穏な状況下であることを前提としているようであり、会社の支配関係に不当な影響を及ぼすおそれがある場合には、会社は準共有者の一人が権利を行使することに同意し得ないという指摘もなされている（酒巻他・前掲四二頁（森））。

変更説は、権利行使者として指定・通知があった準共有者以外の準共有者に会社が権利行使を認めた結果、他の準共有者に生じた損害は会社による損害賠償で処理することであり、足りると解する（相澤他・前掲四九二頁、江頭他・前掲二六八頁（江頭）、酒巻他・前掲四二頁（森））。また、会社側が共有者間の協議内容等の確認を怠って、それと異なる議決権行使を認めたとしても、議決権行使自体に瑕疵が

ないので、株主総会決議取消事由にも該当しないと解するものもある（相澤他・前掲四九三頁、酒巻他・前掲四二頁〔森〕）。

②「確認説」 一〇六条ただし書きを、準共有株式について権利行使者の指定を要求するのは会社の事務処理の便宜を図るためであり、その指定がなかった場合でも、会社側は準共有者全員によって権利を共同行使するときはこれを認めることができるとする規定、すなわち、改正前商法二〇三条二号に関する判例・学説の趣旨を確認した規定と解する説である（大野正道「非公開会社と準組合法理」黒沼悦郎・藤田友敬編江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（上巻）』（商事法務・二〇〇七年）六三頁以下、奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法Ⅰ』（日本評論社・二〇一〇年）一八九頁（鳥山恭一））。これらの中には、共有者全員による議決権の共同行使を除き、会社側から議決権の行使を認めることは許されないと平成一一年最判が示したのは当然のことであり、それを否定したもののようには解釈されるおそれのある文言となっている一〇六条ただし書きの追加自体に疑念を呈するものもある（山下・前掲三八頁〔上村〕、奥島他・前掲一八九頁〔鳥山〕）。

権利行使者としての指定・通知がない準共有者中の一人に対して会社側が準共有株式に係る権利行使を認めた場合に、その権利行使内容が実際の準共有者間の協議内容と異なっていたときには、当該株主総会決議には取消事由が存すると解することになる（奥島他・前掲一八九頁〔鳥山〕）。五 本件では、Y社の発行済株式総数三〇〇〇株のうち、その三分の二に当たる二〇〇〇株がBとXの二名により準共有されている状況において、準共有者の一方であるBがもう一方のXに無断で本件株主総会における議決権の代理行使をCに委任し、Y社が代理人CによるBの議決権行使を容認したため、その賛成により取締役・代表取締役の選任及び本店所在地の移転等のY社にとって重要な事項に係る各決議が可決されている。

原審判決は、形式的に一〇六条ただし書きを適用し、準共有株式に係る権利行使者の指定に関して、Y社が議決権行使を認めたものであるから、違法ではないとしてXによる本件株主総会決議取消請求を棄却している。変更説的な考えに立つようであるが、既述したように変更説もその前提とするところは、権利行使者の通知がなされていない場合には、準共有者間での協議内容を確認したうえで、会社側は準共有者の一人が権利を行使することを認めることが



できるといふものである。本件ではBとXとの間で本件準共有株式の議決権行使につき何ら協議が行われず、意思統一も図られていなかったというのであるから、Y社がBの議決権行使を認めるための前提要件を欠いているといふべきである。

それでは、なぜ原審はY社がBを権利行使者として取り扱ったことを認容したのであろうか。本件の裁判資料を閲覧したところ、次のような事実を確認することができた。

① Y社はAの夫（以下「D」という。）が二〇〇〇株を所有し、Aが残り一〇〇〇株を所有する会社であり、商店を営んでいたところ、Dが死亡し、AやA・D間の子供らが相続を放棄したため、Dの妹であるB及びXがD所有のY社株式を相続した。② Bが本件株主総会における議決権代理行使を委任したCは、B・D・Xの実兄である。③ 本件株主総会では、Aも各決議に賛成した。④ Y社の現代表取締役はCの義兄であり、その他の取締役はA一名だけである。

原審は、B・X間では協議による権利行使者の指定が期待し難いことや、Bの本件準共有株式に係る持分とAの所有株式を合算すれば、実質的にはY社の発行済株式総数の三分の二に相当する株式を有する株主が賛成したと考えら

れることから、Bによる議決権行使及び本件株主総会決議の効力を是認すべきものと判断したとも考えられる。

しかし、本件では、AとBの意見が一致しており、多数派の意見が本件株主総会決議に反映された形となっているものの、もしAとBとの意見が反する場合に、持分の比率が二分の一しかないBに準共有株式二〇〇〇株すべてに係る権利の行使を認めることが許されるとすれば、Y社の発行済株式総数三〇〇〇株のうち、一〇〇〇株分、すなわち三分の一分しか株式持分を有しないBが単独で、株主総会の普通決議事項はおろか、特別決議事項まで決定することが可能となる。こうした株式分布状況のもとでは、経営者と通じて準共有者の一方が会社から準共有株式の権利行使者と認めてもらうことができれば、多数派による少数派の権利侵害を通り越して、少数派が支配権を握るなど、他の株主の権利侵害も可能となり弊害が大きい。会社が準共有者の一方に権利行使を認めたところ、他方の準共有者が損害を被った場合には、損害賠償を請求することができるとしても、本件のように取締役選任に関する議決権、これは会社の支配権の帰趨につながるものであり、これがある準共有者から奪うことも損害賠償を覚悟すればなし得るといふことであれば、準共有株式の権利行使者の取扱いにつき

恣意的な取扱いを助長するおそれも懸念される。また、排斥された側の準共有者の被る損害は継続的な、しかも時間が経過すればするほど損害の算定と回復が困難なものとなるおそれもあり、損害賠償による救済で十分なものといえるかも疑問である。このように原審の考え方は状況により不当な結果を惹起しかねないという難点がある。

なお、確認説の立場からすれば、本件は、準共有状態にある株式につき権利行使者の指定・通知を欠いたうえ、共同相続人である株式の準共有者全員によって議決権を共同で行使したのではないため、会社側が準共有者の一人に議決権の行使を認めたとしてもこの者による議決権行使は法令に違反するものとして、本件株主総会決議は会社法八三一条一項に基づき取り消し得るものとなる。

準共有株式に係る権利行使者の指定・通知と準共有者の一部による権利行使に関する、会社法施行後の最高裁判例は見出すことができなかったが、本件判決は、相続により株式が準共有の状態となり、遺産分割終了までの間のみ僅差で過半数の株式を占めることとなることを奇貨とし、会社経営を混乱に陥れることを意図して実質的には全く協賛をしていまま行われた権利行使者の指定と議決権行使を、効力がないか、あるいは権利の濫用であるとして認め

なかった、大阪高判平成二〇年一月二八日(判例時報二〇三七号一三七頁、金融・商事判例一三四五号三八頁)とも理論的に整合性がとれている(弥永真生「準共有株式に係る議決権行使」ジュリスト一四六〇号三頁)。

以上の通り、判例・学説に反する原審判決を取り消し、本件株主総会の各決議の取消しを認めた本件判決の考え方は妥当なものといえるであろう。本件について既に公表されている判例評釈(鳥山恭一「権利行使者の指定がない共有株式の会社の同意による権利行使」法学セミナー七〇五号一一頁、弥永・前掲三頁、中村信男「権利行使者の指定を欠く共有株主の一人の議決権行使を会社が認めることの可否」Monthly Report 五八号一六頁)も、本件判旨に肯定的である。

六 本件判決が確定し、本件株主総会決議が取り消されれば、同じ持分比率を有する準共有者Xを無視した他方の準共有株主Bの権利行使に基づき経営者が選任されるなどといった当面の問題はリセットすることができる。ただ、本件準共有株式に関しては、BとXの持分比率がそれぞれ二分の一であるため、両者が半目している限り、全員一致となることも、どちらかが過半数を占めることもなく、全員一致説、持分多数決議または折衷説のいずれによっても権

利行使者の指定はできない。結果として、発行済株式総数の三分の二を占める本件準共有株式については権利を行使できる者がいないいびつな状況が続く。この膠着状況が逆に遺産分割全体の決着を促すきっかけになることも考えられるが、そうでない場合には、意思決定の空白期間あるいは準共有者の意思に沿わない決定の継続といった時間のロスに起因して会社とその株主だけでなく、当該会社の従業員や取引先といった関係者の被る不利益も大きくなること懸念される。

そもそも一株の経済的価値が大きく、株式の発行数もさほど多くなかった時代に導入された、準共有状態にある株式の権利行使者の指定に関する規定は、細分化された多数の株式が発行されている現状にはそぐわない。一〇六条ただし書きは、会社の事務処理の便宜のための規定であるとされているが、これは多数の株主が散在しており、会社側が個々の株主の状況を把握することが難しい公開大企業が前提となっていると思われる。かかる企業では、準共有状況にある株式やその準共有者の数も全体からみれば一握りであることが通常であろうから、当該準共有株式に係る権利を誰に行使させるかという判断に誤りがあったとしても、あるいは、準共有株式に係る権利が行使できなかったとし

ても、株主総会決議などにおいては他の多数の株主が参加する協議・多数決により妥当な結論が導き出せる可能性が高く、会社の経営・存続には大きな影響を及ぼさないであろう。ところが、経営者・株主が少数の身内だけで構成されている小規模閉鎖会社の場合、そもそも何をもちて会社の事務処理の便宜というのかさえ不明である。誰が何株相当の持分を有するかを経営者・株主が相互に知悉している場合に、一株相当以上の持分を有する準共有株主には、少なくとも一株の整数倍に当たる部分について、一〇六条ただし書きによらずに、持株相当分の権利行使が認められた方が、準共有者を含めた全株主の意思をストレートに反映でき合理的なのかも知れない。これについては、相続株式は相続分に応じて分割的に各相続人に帰属すると解する説（出口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政一二号七四頁）、各準共有者は、会社の同意を得れば単独で自己の準共有持分に対応する個数の議決権を行使することができると解する説（田中亘・前掲六一頁注三五）、管理行為に該当する事項について各準共有者はその持分額に応じて個別に議決権を行使することができると解する説（山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早稲田法学六九巻四号一九六頁、鳥山恭一

〔判批〕法学セミナー五四五号一〇七頁)、そして立法論として、準共有者が相続を証明し得た場合には、会社はその者をその相続分については株主として扱わねばならず、そのように扱えば免責されるという旨の規定の新設を提唱する説(山下・前掲一〇六頁以下〔上村〕)などが参考となる。

なお、少子化が進んでいることに加え、平成二四年民法改正によって嫡出かそうでないかを問わず子の法定相続分は同一となったため、配偶者と子供一人が相続人であるとか、子供二人だけが相続人であり、共同相続の結果、本件のように各相続人の株式の準共有持分が二分の一ずつとなる事態が以前より増加するおそれもある。相続の対象となる株式が発行済株式全部であるか発行済株式総数に占める割合が高く、準共有者間で権利行使者が指定できず、デッドロックに陥る会社が頻出するようであれば準共有状態にある株式の権利行使に関する会社法上の規定を見直す必要性が高まろう。

吉川 信將